

次期 SIP (SIP 第3期) 各課題の「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」(案)

令和5年1月26日
ガバナリングボード決定

SIP 第3期各課題の「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」(案)を下記のとおり決定する。今後、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて、「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」を決定することとする。

記

	課題名	(案)
1	豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築	別紙1
2	統合型ヘルスケアシステムの構築	別紙2
3	包摂的コミュニティプラットフォームの構築	別紙3
4	ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築	別紙4
5	海洋安全保障プラットフォームの構築	別紙5
6	スマートエネルギーマネジメントシステムの構築	別紙6
7	サーキュラーエコノミーシステムの構築	別紙7
8	スマート防災ネットワークの構築	別紙8
9	スマートインフラマネジメントシステムの構築	別紙9
10	スマートモビリティプラットフォームの構築	別紙10
11	人協調型ロボティクス拡大に向けた基盤技術・ルールの整備	別紙11
12	バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備	別紙12
13	先進的量子技術基盤の社会課題への応用促進	別紙13
14	マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築	別紙14

※別紙の「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」(案)は、パブリックコメントにて公開。

注1) パブリックコメントは、「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」案のうち、研究開発テーマの公募前に必要となる基本的な情報を抜粋したもので実施することとする。公募によって決まる部分やマネジメントに関する部分(Ⅲ. 3. 個別の研究開発テーマの③実施体制、④研究開発に係る工程表、⑤予算配分額、⑥過年度までの進捗状況、Ⅳ. 課題マネジメント・協力連携体制、Ⅴ. 評価に係る事項、Ⅵ. その他の重要事項、別紙)はパブリックコメントの対象としないこととする。

注2) 研究開発テーマは、原則として公募を実施することとしており、個別の企業等に限定、又は、特定の企業等の名称は出さなくても当該企業等の保有する技術、研究設備等に限定しないように留意するものとする。なお、研究推進法人が保有する技術や研究設備等を使用することが不可欠な場合には、公募を実施せずに研究推進法人が実施することが可能であるが、その場合には、Ⅲ. 3. 個別の研究開発テーマの③実施体制に、その理由とともに、研究推進法人が実施することを記載することとする。

(参考)「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」の記載事項

I. Society5.0 における将来像

II. 社会実装に向けた戦略

1. ミッション
2. 現状と問題点（関係省庁の施策の状況と府省連携で取り組むべき課題の整理を含む）
3. ミッション到達に向けた5つの視点での取組とシナリオ
 - (1) 5つの視点での取組
 - ① 技術開発
 - ② 事業
 - ③ 制度
 - ④ 社会的受容性
 - ⑤ 人材
 - (2) ミッション到達に向けたシナリオ
4. SIP での取組(サブ課題)
 - (1) 背景(グローバルベンチマーク、SIP 制度との整合性等)
 - (2) 社会実装に向けた SIP 期間中の達成目標
 - (3) ステージゲート等による機動的・総合的な見直しの方針
 - (4) SIP 後の事業戦略(エグジット戦略)
5. 5つの視点でのロードマップと成熟度レベル
 - (1) ロードマップ
 - (2) 本課題における成熟度レベルの整理
6. 対外的発信・国際的発信と連携

III. 研究開発計画

1. 研究開発に係る全体構成
2. 研究開発に係る実施方針
 - (1) 基本方針
 - (2) 知財戦略
 - (3) データ戦略
 - (4) 国際標準戦略
 - (5) ルール形成
 - (6) 知財戦略等に係る実施体制
 - (7) その他
3. 個別の研究開発テーマ
 - (1) (研究開発名:テーマ I)
 - ① 研究開発目標
 - ② 実施内容
 - ③ 実施体制
 - ④ 研究開発に係る工程表
 - ⑤ 予算配分額
 - ⑥ 過年度までの進捗状況
 - (2) (研究開発名:テーマ II)

...

IV. 課題マネジメント・協力連携体制

1. 実施体制と役割分担

(1) 内閣府

① PD

② サブ PD (担当・履歴を含む)

③ 課題担当(履歴を含む)

(2) 研究開発法人

① 研究推進法人の名称

② PM その他の担当者 (担当・履歴を含む)

2. 府省連携

3. 産学官連携、スタートアップ

(1) マッチングファンドに係る方針と内容

4. 研究テーマ間連携

5. SIP 課題間連携

6. データ連携

7. 業務の効率的な運用

V. 評価に係る事項

1. 評価の実施方針

(1) 評価主体

(2) 実施時期

(3) 評価項目・評価基準

(4) 評価結果の反映方法

(5) 結果の公開

(6) 課題評価に向けた自己点検及びピアレビュー

(7) 自己点検・ピアレビュー及び評価の効率化

2. 実施体制

(1) 構成員(担当・履歴を含む)

VI. その他の重要事項

1. 根拠法令等

別紙 SIP の要件と対応関係